

令和3年駒ヶ根市教育委員会 第2回定例会 会議録

1. 告示年月日 令和3年2月12日（金曜日）
2. 開催年月日 令和3年2月24日（水曜日）
3. 開催場所 駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室
4. 開会時刻 午後2時
5. 閉会時刻 午後3時02分

6. 議題

○審議案件

議案第1号 令和3年度予算概要について

○協議事項

（1）駒ヶ根市文化芸術振興指針（案）について

○報告事項

（1）公民館長の任命について

（2）行事共催等承認申請の専決処分について

○その他

（1）令和3年度教育委員会定例会等の開催日程について

（2）卒業式・入学式への出席及び告辞について

7. 出席者

教 育 長 本 多 俊 夫

教育長職務代理者 福 澤 惣 一

委 員 唐 澤 浩

委 員 氣賀澤 知 保

委 員 木 下 健 一

○委員以外で会議に出席した者

北澤教育次長、北原子ども課長、宮下社会教育課長、小原学校教育係長、
山本教育総務係長、吉澤教育総務係、馬場教育総務係

○傍聴者：1人（うち報道機関 1人）

8. 会議のてん末

1) 開会宣言 本多教育長（午後2時）

2) 教育長報告

○本多教育長

「学問の さびしさに堪へ 炭をつぐ」という山口誓子の句がありました。ああ、もういよいよそんな時期なんだなということでもあります。前期は既に終わりましたが、後期の試験はいよいよ本番かなと、渦中に子どもさんがおられる親御さんの気持ちもいかにばかりかと、そんなようなところでもあります。

話は変わりますが、今日の午前中に市の職員の次年度採用予定の事前講習ということでちょっと話をしてきましたけれども、私の話し方が悪いのか、冗談を言ってもなかなか笑わないので、ここは笑うところですよと説明したんですが、まだ顔をいーとやっているだけで声が出てこないんですけれども、「でもしか」の話もしたんですけれども、真面目そうな感じはするんですけれども、一瞬こちら辺をよぎったのは、「真面目だけで大丈夫かい？」と思ったんですけれども、最終的にはユーモアの解せる人になってくれよという話をしたわけです。

昔は、私どもの小さい頃には巨人、大鵬、卵焼きといって、子どもが好きなもののベスト3だったんですが、今の令和はポケモン、あつ森、鬼滅の刃だそうです。昔は地震、雷、火事、おやじといって、おっかない順にだんだん並べて、一番は地震で、おやじは4番目ぐらいでしたが、今は、おやじなんかとてもそこには載ってなくて、今はLINE、SNS、ハブ、シカトだそうです。ハブというのは村八分、シカトというのは無視するというやつですね。LINE、SNS、ハブ、シカトだそうです。何か、これをちょっと新聞で読んだときに、夢も希望もねえなあ正直思いました。地震、雷、火事、おやじのほうも、おやじが唯一怖がられた、ある面、おやじに対する夢や希望、期待とか、いっぱいあったんですけど、影も形もないなということで、ちょっと何か寂しさとともに、こんなんでいいのかなあなんて思ったところでもあります。

1ページ目に1月26日の市町村教委のことをちょっとかいつまんで書きましたが、普通はこんなに書かないんですけれども、ちょっと思ったのは、下半分のところに点線で囲まれているところなんですけれども、体罰根絶の再確認をしろということで、これは毎年出すんですが、改めて読んでみたときに、矢印が4つあるんですけれども、簡単に言うと、自分の指導力への過信はないか、2つ目が教師本位の指導じゃないだろうか、3つ目が力による生徒指導を行う職員を頼りにしていないか、4つ目が成績や結果を求めるだけの指導をしていないかという、こういうことで自分を見返してみろということなんです。

箱根駅伝で駒澤大学の八木監督、何年ぶりで優勝しましたが、あの人はテレビを見てもどなりまくっているだけですね。昔から全然変わっていないです。今回も「男だろ！」とか言っていて、「おい、大丈夫かい？」と、あんなことしか言っていなかったんですけど、大分あの人も考え方が変わったそうです。上からこうやれ、ああやれと言っているのでは駄目なんで、自分の指導、何回か優勝したら、もう自分の指導力に過信があったりだとか、いろんなことがあって、自分自身を見返して、あれでも、あれでも柔らかくなってきたようでもあります。でも、その中で、みんなに任せたら、やっぱり子どもってやるもんだなあっていうことを実感したということです。

改めて、このところ、学校だけじゃなくて、近場で言えば例えばスポ少みたいなものも結果だけに偏っていないかということをもう一回よく考えてみるだとか、大反省をするべきだなということここでここに掲げさせていただきました。

裏へ行っていただきまして、「先人の言葉」です。

遺伝子学の村上さん、私は好きな人の一人なのでよく載せますけれども、たくさん書いてありますので簡単に言いますと、西洋の考え方に行き詰まりがあって、東洋は俯瞰的な立場でというようなことがあるんだけど、どっちかに偏るんじゃなくて、相補的な2つで1つという考え方の関わりがうんと大事だぞということを言っていました。とかく今はデジタル化とかICTと言いうんだけど、そうすると、今はそっちだけにみんな行っています。振り子の幅が日本人は広過ぎちゃって、今は、デジタルと言ったら、もうデジタル以外はまるで駄目みたいな、例えば、私が今ガラケーを持っていますけど、ガラケーなんて化石だなんて言われたりしていますけれども、そういうふうじゃなくて、両方をうまくということです。黒板を背にしてやっていた教育のところを全て否定するのではなくて、よさはよさとして認めながら、デジタルもうまく併用していくというような、そんなようなことであります。

あと、白丸の一番最後のところにあるんですが、新しいライフスタイルは慎みであると、そんなことを言っています。物への執着をなくして互いに助け合って暮らす慎みの心であると。やはりこれも2つで1つというような考え方がベースにあるようなんですけれども、新しい文明像と個々人のライフスタイルを考えていく上でのキーワードになっていくんではないかなと。いずれにしても心の質を高めることだよと。今、デジタル、ICTの関係で教員の質はどうだということんですが、技術的な面だけでなく心の質も高めなければいけないなということを改めて思います。

最後になりましたけど、「ちょっと立ち止まって」のところであります。

褒めることと認めることの違いということをちょっと書きました。国の国立教育政策研究所というところで生徒指導リーフというのを出版しておりますけれども、その中に書かれていたこととございますけれども、大人が褒める立場と子どもが褒めてほしいという立場は違うよということです。ちょっと読ませていただきます。「それに対して、」とある真ん中から下です。

子どもが認めてもらいたいときというのは、一般に子どもの基準や水準で褒められたいと思っているのだと。子どもなりのこだわりで努力したり工夫したりしたことを褒められたいんだと。だから、大人の考えた基準に達していなくても褒めてほしいと考えるし、また、大人の考えた基準に到達して褒められた場合でも大人の基準とは異なる子どもの基準でも褒めてほしいと考えたりするんだということでもあります。

先ほど一番最初に言いましたが、成績だけでとかいうようなこと、これは結果が見えやすいからなんですけど、大人の都合というか、大人の目を見たところで「ああ、うまくできたじゃん。」「きれいにできたじゃん。」「ちゃんとできたじゃん。」というような基準で褒めますけど、子どもはそうではないよというところを、改めて大人が意識改革をして肝に銘じていかなければいけないのではないかなあというふうに思います。それが教育の質や教師の質を高めることにつながっていくのではないかなあというふうに思います。

一番最後に、私が例えば学校ではというような具体例を出しましたが、例えば振り返りカードに、その児童生徒がこだわったり見てほしかった点に触れて記述を返してやると、例えばそん

なようなことをするだけで全く子どもは意識が変わっていきます。褒めるコツは、過程を褒める、感謝の気持ちを伝える、当たり前なことでも褒めるということですが、さらに、余裕があれば又聞きのような感じで褒めるのが効果的なんですね。例えば私の妻になら、氣賀澤委員さんがいますけど、「いやあ、氣賀澤さんがすばらしいと言っていたよ。」と、ストレートに褒めるのではなく、「おい、氣賀澤さんが何かすごくいいと言っていたよ。」と、「誰々さんも言っていたぞ。」と、「何々の会で話題になったぞ。」と、ちょっと1つ介してして聞くと効果がそれこそ倍にも3倍にもなるんです。これはコツですけれども、やっぱりこれを日常的に子どもにはやっていきたいなあと、前向きになる気持ちが全く変わってくるじゃないかなということを思います。

長くなりましたけれども、いよいよ次回の教育委員会が年度の終わりになりますが、まとめの時期に入りましたけれども、次年度に向けてもしっかりとしたまとめにしたいと思います。お世話になります。よろしくお願いします。

3) 事業報告及び事業計画

○北澤教育次長から、事業報告及び事業計画資料について説明がされた。

〈質疑・意見等なし〉

4) 審議案件

議案第1号 令和3年度予算概要について

○北原子ども課長から説明がされた。

〈説明の要旨〉

5ページになりますが、子ども課から説明をさせていただきます。

まず5ページの学校教育の関係であります、主な部分のみの説明とさせていただきます。

「生きる力を育む学校教育を推進します」ということで「1 学力向上・体力向上・人間性を育てる教育の推進」です。

①のICT教育の充実です。

児童生徒1人1台端末が令和3年度に本格稼働となるということであります。令和元年度、2年度に実施しました中学全学年普通教室への大型提示装置の設置につきまして、令和3年度においては小学4年生～6年生の普通教室への設置を進めたいと考えております。

それから、ICT支援員を配置いたしましてICTを活用した授業展開の普及とICT環境の有効利活用をいたしまして教職員の指導力の向上を目指すということで、児童生徒が社会に主体的に対応するための情報活用能力や学力の向上を図っていきたいと考えています。

それから、全小中学校に統合型校務支援システムの導入を行っていきます。それによりまして教職員の公務負担を軽減して、子どもと触れ合う時間や教材研究にける時間をより確保して教育の質の向上を図りたいと考えておるところでございます。

飛びますけれども、③の不登校児童生徒の居場所づくりについても引き続き教育委員会の重要課題と捉えて取り組んでいきたいと考えています。

それから、⑤の標準学力調査、集団適応調査についても引き続き実施を予定しています。

⑦になりますが、学校施設の整備事業であります。

一番上になりますが、小中学校エアコン設置工事とあります。これについては、平成30年度、国の臨時特例交付金の対象外となりまして設置ができなかった小中学校の事務室、職員室等に設置を進めたいと考えておるところでございます。

また、1つ飛んで次の四角になりますが、赤中エレベーター設置工事ということで、市内の小中学校に順次整備を進めてきておるところではございますが、令和3年度においては赤穂中学校にエレベーターを設置いたしまして障がいのある生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えています。

それから、一番下になりますが、赤穂学校給食センターのエアコンの改修工事でございます。これについては、本年度、3系統のうちの第1系統を小中学校の夏休みに合わせて整備をしたいという予定をしておりましたけれども、学校の臨時休業等によりまして夏休みが短縮されたことによって工期の確保が困難ということで中止とした経過がございます。3年度については、その部分と併せて2系統を整備したいと考えておるところでございます。

次に6ページになりますが、「2 学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力の向上」ということでございますが、コミュニティ・スクールの推進、学校支援ボランティアの充実、キャリア教育の推進に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、その下の「3 生きる力の基礎となる学校食育の推進」で学校食育についても推進を図っていききたいと考えておるところでございます。

7ページになりますが、「健やかな育ちを支える幼児教育を推進します」ということで幼児教育の関係でございます。

「1 体力向上・自然体験の推進」ということで、幼児教育については、様々な体験活動によって子どもの主体性、創造性、社会性、それから協調性等を身につけることができるよう、豊かな自然環境や多様な地域資源を積極的に活用した自然保育を引き続き推進してまいりたいと考えています。

次の8ページになりますが、「2 地域に根ざした特色ある園づくりの推進」こちらも保育園、幼稚園の関係でございます。

少子化という状況でございますけれども、園児数は、この表を御覧になっていただきますように、令和2年の926名から令和3年は942名と増加をするということでございます。特に、一番上のところを見ていただきたいんですが、公立保育園についてですが、入所見込みについては、令和3年の園児数は令和2年より27名増加をして624名になる見込みです。この内訳として、3歳以上のお子さんが今年度の440名から434名に6名減少する見込みに対しまして、3歳未満児については本年度の157名から190名に33名増加をする、こういった見込みでございます。こうした増加する未満児保育需要に対応するため、保育人材の確保に引き続き努めていきたいと考えています。

それから、次のページ、9ページになりますが、未就園児童の子育て施策のほうでございますけれども、こちらについては、民間の医療機関等と連携をいたしまして、一時預かりであったり病児・病後児保育、こちらを引き続き実施いたしまして、仕事と子育ての両立支援を図っていききたいと考えています。

その下の「3 体験を通した幼児の食育推進」でございますが、園での野菜作りや調理体験な

ど、体験を通じた食育の推進を図っていきたいと考えています。

次の 10 ページになりますが、「子育てによるこびを感じる家庭づくりを進めます」ということでございます。

子ども交流センター、子どもクラブについては、引き続き安全な運営に努めてまいります。

それから、その下の②でございますが、子育て家庭の負担軽減とございますが、この中で、この一番上のところでございますが、ハッピーママサポート事業、これは出産後の家事、育児を支援するものでございますが、こちらについては妊娠期から利用できるように拡充をして出産に伴います心身の負担軽減を図っていきたいという内容です。

それから、次の 11 ページは、「2 健やかな子どもの成長とその家庭に対する支援の充実」ということで、主に相談関係でございますが、家庭児童相談員、教育相談員、保育カウンセラーなどで協力、連携いたしまして相談者に対応できる体制を取っていきたいと考えています。

次の 12 ページ「3 地域ぐるみの子育ての推進」でございます。

この中では、プレーパークでございますけれども、こちらについては、本年度はコロナのために実施をすることができませんでした。そういった中ではございますが、来年度は状況を見ながら開催できるよう様子を見ながら進めていきたいと考えています。

それから、13 ページでございますが、「安心して産み育てることができる環境づくりを進めます」ということでございます。

「1 妊婦の健康増進」こちらについてですが、妊娠・出産・子育て中の母子の健康を守るため妊婦健診などの公費助成を引き続き実施するとともに、令和 3 年度は、出産、子育てに対する安心や経済的不安の軽減につながるよう、パパママ・ライフプラン教室ということで出産や子育ての時期に必要な経済知識を学ぶような機会も創設していきたいと考えておるところでございます。

最後に 14 ページになりますけれども、「2 乳幼児の発達に合わせた子育て支援」ということでございます。

③でありますけれども、児童発達支援事業、つくし園の関係でございますが、引き続き保健師を配置いたしまして医療との連携、相談体制の強化を図っていきたいと考えております。

それから、5 歳児園巡回事業となっておりますが、コロナ禍で保健センターでの集団健診の実施が困難になっております 5 歳児健診については、次年度は、園児が在園をいたします保育園、幼稚園に健診のスタッフが訪問をいたしまして、園での普段の集団生活状況を観察することで支援の必要なお子さんをより早期に発見、早期支援につなげていくよう取り組んでいきたいというように考えております。

子ども課の部分については以上でございます。

○宮下社会教育課長から説明がされた。

〈説明の要旨〉

続きまして社会教育課分についてお願いします。

15 ページからになります。

1 つ目が「学ぶよろこびを感じられるまちづくりを進めます」ということで、「1 生涯学習の支援と推進体制の整備」ですが、社会教育全体に関わるものでございます。

生涯学習メニュー版ということで、各公民館、文化センターの講座等の御案内等を出しているメニュー版でございますけれども、令和3年度からは、市報5月号に講座の案内と入会の案内を折り込むことにしまして、その後については、メニュー版ではなくて、市報やホームページによる情報発信をすることに変更させていただきたいと思っております。

また、今年度はすごく少なくなってきたはいるんですが、全国大会出場者、スポーツ以外の文化系でも全国大会への上場者等がある場合には激励をするという形の事業を引き続き行ってまいります。

②公民館管理運営事業でございますけれども、3番の共同事業、それから各館の公民館での事業に対するものでございます。

赤穂公民館が新しい所へ参りまして、令和3年度から通年を通して新しい公民館での事業の開催という形になってまいります。

分館の事業がコロナの中でなかなかできないというような課題もございますが、公民館が一緒になって考えながら講座のほうを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして16ページをお願いいたします。

「2 生涯学習施設の整備と活用」ということでございます。

①の地域交流センターの関係ですが、令和3年度については旧赤穂公民館の解体を行っていきたくて思っております。跡地については、建物を壊しまして、砂利敷の場所になっていく予定でございます。

それから、③十二天の森整備運営事業ということで、支障木の伐採や、あそこで子どもたちが遊べるような形、地域のボランティア、団体とも連携した活動を引き続き進めてまいりたいと思っております。

それから、④市民農園整備運営事業ですけれども、全体で39区画の貸出しをしておりますが、コロナ禍の影響なのか、ここのところ申込みの新規のものを受け付けましたら、好評をいただいております、残りがあと3区画のみという形になってきております。

続きまして17ページですけれども、「豊かな地域文化・芸術を育むまちづくりを進めます」ということになります。

「1 文化財の保存と多面的な活用の推進」です。

文化財であります竹村家、それから、そのほかの旧木下家、民俗資料館、ほかの指定の文化財等の保存、管理と活用を行ってまいります。

本日見学いただきました光前寺の庭園整備、活用を進めていくということで、国や県の補助金を受けまして光前寺の整備のほうを進めてまいります。

続きまして18ページを御覧ください。

「2 創造的な文化芸術活動の推進」ということで、文化センター等の運営事業となっております。

令和2年度はコロナ禍で自主事業がなかなかできなくて中止になったということもございまして、来年度は、主催者、演劇の皆さんとも確認をしながら、何とか皆さんの発表の場、地域の皆さんの発表の場を開催しながら活用をしていきたいと思っております。

また、令和3年4月より勤労青少年ホーム、女性ふれあい館が閉館となりまして文化会館へ統

合をされる形となります。施設については引き続き同じような形で使っていただけるわけですが、講座の運営については赤穂公民館、それから団体につきましてはセンターの団体と赤穂公民館の文化団体が新たな団体を立ち上げまして4月から運営をしていく予定で、今、規約等の調整を図っていて、軌道に乗せていきたいなあというふうに思っております。

そのほか、図書館、博物館、天竜かっぱ広場のほうの運営も引き続き行ってまいります。

②のエル・システム事業に関しましては、講師の先生と調整をさせていただきながら、コロナ禍の状況を見ながら、引き続き子どもたちの音楽活動の支援をしてまいりたいと思っております。続きまして19ページを御覧ください。

こちらは「スポーツの推進による健康で心豊かなまちを進めます」ということでございます。

「1 市民スポーツの推進と環境整備」です。

①のハーフマラソンの開催につきましては、現在、コロナの感染対策の対策について検討をする中で実施に向けた検討を進めているところでございます。予算額のほうは、コロナ対策費も見込みまして若干増加をしております。

それから、②のかけっこ教室でございますが、令和2年度は南小でやる予定でしたが中止となりましたので、令和3年度は南小で実施する予定で今準備を進めているところでございます。

それから、③のトップアスリートの交流事業でございますが、オリンピックの動向がまだ不透明ではございますけれども、日体大等との連携の中で、令和3年度につきましては、向こうへ行くのではなくて、こちらに講師を招いた形での事業を開催していきたいと思っております。

おめくりいただきまして20ページでございます。

最後になりますが、こちらは「4 青少年健全育成の推進」でございます。

地区子ども会の活動推進事業ということで、こちらは主に子ども会への活動の補助金になっております。こちらもなかなか地区ごとの活動ができない状況にはなっておりますけれども、それぞれ工夫する中で活動のほうをお願いしていく予定でございます。

また、成人式の開催につきましては、現在8月15日の開催を予定しております。コロナの状況を見ながら、また実行委員の皆さんと相談をしていきたいと思っております。

なお、今年度の成人式は中止となっております、来年度、コロナの状況が終息の見込みの中での何か記念になるイベントをとということがございますので、そちらのほうも令和2年度の実行委員の皆さんとともに考えていく予定でございます。

以上、簡単でありますけれども、社会教育課分の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

〈質疑・意見等の概要〉

○唐澤委員 結構地区によって活動の差はあったりするんですか。

○宮下社会教育課長 今年は特にコロナの影響があって、できたところと、例えば、送る会とか夏レクとかもできなかったところがあったりしたので、何か記念品というような形で配付する場合でもいいですよというふうなところも含めました。あと、育成委員さんの関わり方も各区によって全然違って、区の役員として位置づけられているところと、もう全く独自に子ども会の活動をPTAの校外指導部の皆さんとやっているところと、本当に様々な活動をされている方がいらっしゃるの、その辺、臨機応変な形の中でやっていただければということでお願いをしてき

ております。

○唐澤委員 活動の内容は大人の事情で違ってしまいかもしれないんですけど、予算は均等に、平等に分けていただければ、それでいいと思います。

○本多教育長 理想かもしれませんが、地区子ども会だから、昔と比較してはいけないけど、大人は設営しただけで、予算化されているから何とかそれを消化しなくてはいけないみたいな、私の地区の福岡なんかだと昔はそういうのがあったりして、子どもは何かそれに引きずられているとか、流されているだけではあるんですが、内から育つ子どもというのを願っておるので、時間はあまりないのかもしれないけれども、企画や自分たちでこれをやりたいというようなこと、たどたどしくても責任を持って最後までやってみるということを経験させていくのは地域ぐらいしかないのかななんていうふうに思っています。

○唐澤委員 私も地元しか見たことないですけど、ただの遊びだったり、本当にお菓子をいっぱい配ったりとか、花火をいっぱい上げるとか、本当にこういう使い方でいいのかなと思うことも前はありました。

○宮下社会教育課長 今年は特に、なかなか役員の皆さん自体も集まっていいのかどうかというような部分もあったりしたので、またちょっとそのあたりは、4月の総会は新しく替わった方たちもいらっしゃるので、育成委員の皆さんにそのような事例やなんかもお話をしつつ、地区によっては定期的に集会所とかのお掃除をしたりとかしているようなところもあったりするので、何か少しでも、今までの物の配布だけというようなところも検討していただくような形でお願いしたいと思います。

○本多教育長が諮り承認。

5) 協議事項

(1) 駒ヶ根市文化芸術振興指針(案)について

○宮下社会教育課長から説明がされた。

〈説明の要旨〉

別で資料のほうを御用意させていただいております。

カラー刷りのA3の一枚物の概要版と、それからA4の冊子の指針案というものと2つ御用意させていただいております。概要版のほうを主に見ながら説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず趣旨のところになりますけれども、本指針は、文化芸術の推進について当市の方向性を示すものとして新たに策定するものでございます。

近年、経済的な豊かさばかりでなく、心の豊かさを重視し、自然や文化芸術、健康への志向など、生活の質を大切にする意識が広がっています。

また、ここに来まして文化芸術の持つ地域社会全体を活性化させて魅力ある地域づくりを推進する力などが広く認められ、文化芸術の振興はこれまで以上に大きな意味を持ってきていると言えます。

この指針は、文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえて中長期的な視点に立った駒ヶ根らしい文化芸術振興のための基本目標や施策の方向性等を明らかにし、当市の文化芸術振興施策を効果

的に展開するために策定いたします。

2の位置づけですけれども、第4次総合計画を踏まえ、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本目標や施策の方向性を定めるもので、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する文化芸術推進の方向性を定めるものでございます。

3の文化芸術の範囲ですけれども、指針案の冊子のほうの2ページを御覧ください。

文化芸術の範囲は、文化芸術基本法が対象としている文化芸術を基本とします。音楽や演劇などの芸術から伝統芸能など地域における文化芸術などを対象といたします。詳細については、①から⑥までがでございます。

続きまして、概要版に戻っていただきまして4の現状と課題でございます。

社会情勢としましては、人口減少の進行、社会意識の変化と高度情報通信社会進展、新型コロナウイルス感染症の影響、文化行政の動向としましては観光やまちづくりなどの政策との連携などを加えた文化芸術基本法の改正などがございます。

右側の駒ヶ根市の現状と課題でございますけれども、文化芸術の情報発信が少ない、まだまだ市民ニーズに沿った事業が開催されていない、文化芸術に直接接する機会が少ないなどがございます。

次に5の経緯でございます。これまでに(1)の懇話会としまして平成29年から10回を開催し、地域交流センター等の建設計画への意見やこちらの文化芸術振興指針策定の議論をいただきました。

(2)としましてアンケート調査を実施しました。一般の市民2,000人、文化施設利用者2,004人、合計の4,004人に配布し、合わせて1,235件の回答をいただいております。

右側へ行きまして、6のアンケート結果では、(1)の文化芸術の重要度としまして、設問としましては「日常生活の中で優れた文化芸術を鑑賞したり自ら活動を行ったりすることがどの程度重要だと思いますか」と質問しまして、一般の方の集計では「重要だと思う」「どちらかといえば重要だと思う」の回答を合わせると約76%、文化団体の参加者は合わせて94%と、両者には18%ほどの違いがございました。

(2)の市が行うことが重要だと思うものについては、一番多いのが「文化芸術に関する情報の提供」で700人余、2番目に「質の高い文化芸術イベントの開催」が600人余となっております。

なお、そのほかのアンケート結果の詳細は本編の15ページ以降に掲載しておりますので、後刻お目通しください。

次に、こちらのアンケート結果を受けてのまとめとしまして、下記の観点について期待されているという状況がでございます。

1つ目は文化芸術に関する情報発信であり、あらゆる世代に提供できる情報発信方法を検討する必要があります。

2つ目は市民ニーズを踏まえた質の高いイベントの開催であります。子どもたちが文化芸術に親しむ機会を増やしたり、場所や時間など世代のニーズに合ったイベントの提供や質の高いイベントが求められています。

3つ目に文化財及び伝統芸能の保存と活用であります。高齢化などにより伝統芸能の次世代へ

の継承が困難な中で、市や文化団体には文化財及び伝統芸能の保存と活用や継承活動への取組が期待されております。

これを受けまして、裏面を御覧ください。

8の基本目標と施策の方向性の基本目標につきましては「文化芸術の進行を通じて、市民・地域が輝く駒ヶ根市を創造します。」としました。

目標達成に向けた目指す姿は、3つを挙げてございます。

1つ目は「文化芸術に広く親しみ、文化芸術活動に参加できる環境づくりができています。」です。そのための施策の方向性は4つございます。アとしまして文化芸術に親しむ機会の拡大、イとして文化芸術・学習施設の拠点整備・機能強化、ウとして情報発信の推進、エとして文化芸術講座の充実と市民への周知としました。

目指す姿の2つ目は「特色ある文化芸術を創造する人づくりができています。」です。そのための施策の方向性は4つございます。アとしまして文化芸術振興の推進体制の強化、イとして文化芸術を担う多様な主体の連携・充実、ウとして文化芸術団体の活性化、エとして子どもたちの文化芸術活動への参加機会の拡大としました。

目指す姿の3つ目は「特色ある文化芸術、文化芸術活動を活かした地域づくりができています。」です。そのための施策の方向性は、アとしまして地域文化に対する意識の高揚、イとして国際文化交流の拡大、ウとして文化芸術と福祉・産業・観光との連携としました。

施策の展開例につきましては、各種イベントの数例を右側のところに記してございますが、詳細につきましては本編の10ページから記載してございます。

こちらの指針につきましては、先日2月19日の市議会全員協議会にて説明をさせていただきまして、令和3年3月の策定とさせていただきます。

市として初めて文化芸術に関する指針ということで方向性を定めるものでございますので、文化芸術に関係されている皆さん、また市民の皆さんの意見を聴きながら、できることから順次取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〈質疑・意見等の概要〉

○唐澤委員 文化芸術という範囲が広いので、なかなか具体的なイメージがわいてこないんですけど、例えば公民館の講座だとか、そういう人たちもこれの対象というか、この中に入ってくるわけですか。

○宮下社会教育課長 そうですね。はい。

○唐澤委員 この間も公民館に行って講座の案内を見せてもらったんですけども、自分も興味があることはあるんですけど、やっぱりほとんどが高齢者というか、年配の方がやっている人が多くて、昼間にやっていることが多かったりもして、公民館を利用している人はやっぱり年配の人が多いというような思いもあるし、人口の割にはそういうのが少ないのかなと。そういう組織に入ってやるのをあまり好まない人がいるのかなあという気もするんです。

○宮下社会教育課長 そうですね。高齢者と、それから小さい子どものいるお母さんたちが、今、公民館を利用されていて、その間の年代がやはりなかなか公民館に来ていただけないということもございます。やっぱり公民館の職員の人数的なところもあって、夜の講座とか土日の講座とか

もしていたりとか、地域の課題で空き家対策、活用とかという講座も立ち上げたりというような工夫もしながらやってはきておりますので、その辺のところをこれから各公民館で工夫していくべきかなと思います。

市が全てをやるのではなくて、文化芸術活動、特に今はそれぞれの分野で皆さんやっている部分もありますので、そういうようなものも皆さんに情報発信をしながら、市だけではなくて、市民の皆さんが今までもやってきた伝統文化とかも含めて、伝統芸能とかも含めて情報発信をしながら、いろんなところに関わっていただきたいなあというふうに思っています。

6) 報告事項

(1) 公民館長の任命について

○宮下社会教育課長から説明がされた。

〈説明の要旨〉

21 ページを御覧ください。

公民館長の任命についてお願いします。

社会教育法第 28 条及び駒ヶ根市公民館条例第 3 条の規定により下記の者を各公民館長に任命する。

令和 3 年 2 月 24 日。

1 の氏名等でございますが、市内にあります 3 館の館長についてお願いします。

赤穂公民館ですが、館長が小松民敏さん 67 歳でございます。令和 3 年度が 4 年目となります。

次に中沢公民館でございます。久保田之義さん 67 歳。久保田館長さんは 6 年目になります。

それから、東伊那公民館、春日由紀夫さん 63 歳。こちらは来年度が新任になります。

2 の任命年月日ですが、令和 3 年 4 月 1 日から。

3 の任期ですが、会計年度任用職員ということでございまして、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まででございます。

以上でございます。

〈質疑・意見等なし〉

(2) 行事共催等承認申請の専決処分について

○馬場教育総務係から説明がされた。

〈説明の要旨〉

22 ページをお願いします。

一番上にあります 2-012 は、昨年度後援の承認をした案件ですが、コロナで中止になったものであります。

2-052 は、伝統文化である生け花を無料で誰でも鑑賞できるもので、毎年後援しているものです。ただ、前回、令和 2 年 4 月の催しはコロナで中止になりました。

2-053 は、誰でも無料で見に行けるピアノコンサートで、昨年度も後援しております。

2-054 は、新規の案件です。内容はダンスの発表会で、観覧無料であり、営利性のないものと認められます。

2-055 から 2-059 の 5 件は、いずれも毎年後援しているもので、内容は伊南子ども劇場主催のコンサート、鑑賞会、キャンプ、山林での野外活動、子育てサークルです。

2-060 は、新規の案件です。内容は小学生を対象とした剣道の体験教室で、参加費は無料です。

2-061 は、後援実績のあるもので、内容は発達障害啓発週間に合わせて子育てに不安を感じている母親たちの交流会を無料で行うというものです。

2-062 は、昨年度も後援実績があるもので、内容は各界の経営者による講演会です。

2-063 は、昨年度の後援実績があります。ただし、昨年度はコロナで中止になっております。内容は入場無料のピアノ発表会です。

2-064 も後援実績があるもので、内容は吹奏楽団の無料演奏会です。

以上、いずれの案件も営利性、政治性、宗教性はないと認められ、審査基準を満たすものと判断いたしました。説明は以上です。

〈質疑・意見等なし〉

7) その他

(1) 令和3年度教育委員会定例会等の開催日程について

○馬場教育総務係から説明がされた。

〈説明の要旨〉

23 ページを御覧ください。

昨年 12 月定例会のときに令和3年度の開催予定についてその時点での案を御説明しましたが、その後、諸会議との調整の結果、御覧の網かけのところの3か所の日程を変更しておりますので、御承知おき願います。

以上でございます。

〈質疑・意見等の概要〉

○福澤教育長職務代理者 5月25日は市町村教委だね。

○馬場教育総務係 それが午前中で、こちらは午後です。

○本多教育長 市町村教委は午前中で終わります。

○福澤教育長職務代理者 分かりました。

(2) 卒業式・入学式への出席及び告辞について

○小原学校教育係長から説明がされた。

〈説明の要旨〉

24 ページを御覧ください。

こちらにつきましては、例年使用している資料につきまして今年度分を記載したものでございます。

1 番に離任と書いてありますが、これは卒業式のことでございますが、卒業式当日の教育委員の皆様の業務ということで、前回申し上げたとおり、今年は来賓等と呼ばないということの中で、卒業式は教育委員さんからの教育委員会告辞を申し上げていただくようになりますので、お願い

します。

告辞の案につきましては、今度の臨時会のときにお渡しできるように準備しておりますので、お願いします。

次に2番の着任についてということでございますが、これは入学式当日における教育委員の皆様様の業務ということで、こここのところにつきましては、まだ学校のほうからこのようにしたいというふうに言われていないんですが、去年は入学式においてそれぞれ告辞をしていただいたということでございますので、きっと昨年と同様の形になるのではないかと思います。お願いしたいと思います。ただ、もしかしたら学校によってはPTAへの紹介だとか来賓への紹介というのはあるかもしれないので、一応御覧いただきたいと思います。

それで、卒業式については御案内がお手元に届いていることと思いますが、入学式についてはこれからとなりますので、お願いします。

いずれにしましても卒業式の告辞をまず当面はお願いしたいということでございます。以上です。

〈質疑・意見等なし〉

8) 閉会宣言 本多教育長（午後3時02分）

駒ヶ根市教育委員会会議規則第25条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市教育委員会

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員
